別表１－２（非共通事項）

該当する漁業の種類			沖合底びき網漁業、中型さけ・ます流し網漁業、日本海べにずわいかに漁業	以西底びき網漁業				大中型まき網漁業（海外まき網漁業を除く）									大中型まき網漁業（海外まき網漁業）				北太平洋さんま漁業	いか釣り漁業	基地式捕鯨業					母船式捕鯨業							かつお・まぐろ漁業						
書類 ＼ 手続			漁獲物等陸揚港選定届出書	漁獲物等を受けた船舶が沖合底びき網漁業の許可を受けている場合）	漁獲物等転載許可申請書	漁獲物等運搬船の証明申請書（運搬船を使用する場合）	漁獲物等転載計画書の確認申請書（当該漁業の許可を受けた船舶及び運搬船以外に転載する場合）	付属船届出書（操業区域が変更となる場合）	付属船に係る漁船登録票本	付属船に係る漁船船検査証写（２０トン未満船は無い場合もある）	付属船に係る使用承諾書（使用者と所有者が異なる場合）	付属船に係る本人確認書類（使用者と所有者が異なる場合）	地域漁業管理機関（ＷＰＦＣ又はＮＰＦＣ登録船のみ）	船体側面の写真（ＷＣＰＦＣ又はＮＰＦＣ登録船のみ）	ＷＣＰＦＣのＶＭＳ合意書（国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行のため設置しているＶＭＳを設置している場合）	ＷＣＰＦＣのＶＭＳ合意書（国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行のため設置している場合）	衛星船位測定送信機（ＶＭＳ）位置通報許諾書	地域漁業管理機関漁船登録票	船体側面の写真（①ＩＯＴＣ登録船の右側面、②左側面、③船首部分、④船体表示の拡大の４枚）	ＷＣＰＦＣのＶＭＳ合意書	誓約書（光力等）	誓約書（光力等）及び操業海域制限希望書（２０トン未満船に限る）	鯨体処理場の使用の許可（変更）申請書	鯨体処理場の使用問意書（鯨体処理場の使用申請者と鯨体処理場の設置許可有効者が異なる場合）	住民票抄本（個人の場合）※	定款・登記事項証明書（法人の場合）※	現許可証写	母船式捕鯨業の漁獲物等の輸送の許可申請書	漁船登録謄本	船舶検査証書写（20トン未満の船舶は無い場合もある）	船舶使用承諾書又は船舶使用契約書（使用者と所有者が異なる場合）	住民票抄本（個人の場合）※	定款・登記事項証明書（法人の場合）※	現許可証写	船体側面の写真（①ＩＯＴＣ登録船の場合は、右側面、②左側面、③船首部分、④船体表示の拡大の４枚）	被代船用途説明書	操業計画書	衛星船位測定送信機（記載事項に変更がある場合）位置通報許諾書（ＶＭＳ）	地域漁業管理機関漁船登録票	ＷＣＰＦＣのＶＭＳ合意書	ＷＣＰＦＣ海域でのの操業を行わないで、新規でＶＭＳを利用するに当たり、Ａｒｇｏｓを搭載する場合）
様式			様式13	様式13	以西転載取扱方針別記様式第１号	以西転載取扱方針別記様式第３号	以西転載取扱方針別記様式第５号	省令別記様式第４号又は第５号	－	－	様式2	－	様式14	－	様式15	様式16	様式15	様式14	－	様式16	様式17	いか釣り取扱方針別添1	様式18	－	－	－	－	様式19	－	－	－	－	－	－	－	様式20	様式21	様式15	様式14	様式16	様式22
許可の申請	新規	省令第3条	○	△				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															○	○	○	○	△
許可の申請	継続	省令第3条	○	△				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															○	○	○	○	△
許可の申請	廃止代船	省令第3条	○	△				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													○	○	○	○	○	○	△
許可の申請	沈没代船	省令第3条	○	△				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													○	○	○	○	○	○	△
許可の申請	承継	省令第3条	○	△				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													○		○	○	○	○	△
許可の申請	認可に基づく許可	法第39条	○	△				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													○		○	○	○	○	△
起業の認可の申請	新規	省令第4条																																							
起業の認可の申請	廃止代船	省令第4条																																			○	○			
起業の認可の申請	沈没代船	省令第4条																																			○	○			
起業の認可の申請	許可受有者からの承継	省令第4条																																							
許可の変更の申請		省令第10条						△																																	
起業の認可の変更の申請		省令第11条																																							
認可の期間延長		法第39条第2項																																							
許可証の書換え交付の申請（増トン・減トン）		省令第17条											○	○				○	○	○														○			△	○	○	△
許可証の書換え交付の申請（上記以外）		省令第17条	△	△									○	△	△	△	△	○	△	○																	△	○	○	△
許可証の再交付の申請		省令第18条																																							
以西底びき網漁業の漁獲物等の転載の許可の申請		省令第28条で準用する第27条第4号			○	△	△																																		
鯨体処理場の使用の許可及び変更の申請		省令第45条																					○	△	△	△	○														
母船式捕鯨業の漁獲物等の輸送の許可の申請		省令第47条																										○	○	△	△	△	△	○							

備考

１　○印を付した書類は必須のものであり、△印を付した書類は書類の行のそれぞれの欄に書かれた括弧書きに該当する場合に提出することとする。

２　※の付された書類は、同一の漁業者が同時に２件以上の申請をする場合、いずれかの申請書に一部を添付することで足りることとする。

３　上表中、「法」とは「漁業法（昭和24年法律第267号）」を、「省令」とは「漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）」を、「以西転載取扱方針」とは「以西底びき網漁業に係る漁獲物等の転載許可に関する取扱方針（令和２年11月27日付け２水管第1709号水産庁長官通知）」を、「いか釣り取扱方針」とは「いか釣り漁業の許可等に関する取扱方針（令和２年11月27日付け２水管第1677号水産庁長官通知）」をいう。